

平成 30 年 6 月 27 日  
香 川 労 働 局

## 坂出労働基準監督署における文書の紛失について

香川労働局（局長 亀澤 典子）は、坂出労働基準監督署（署長 伊東 広光）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 事案の概要

坂出労働基準監督署（以下「坂出署」という。）において、A社のBさん及びC社のDさんから請求された労災保険の療養補償給付たる療養の給付請求書（以下「請求書」という。）及び医療機関E、Fから提出されたBさん、Dさんに係る診療費請求内訳書（以下「レセプト」という。）の写しを紛失するという事案が発生した。

請求書及びレセプトの写しには、BさんとDさんの氏名、生年月日、住所、電話番号、印影、治療内容等の個人情報が記載されていた。

#### 2 事実経過

（1）平成 30 年 6 月 7 日、坂出署において職員が労災請求事案に係る進捗状況の確認を行っていたところ、同年 3 月 19 日付けで受理したBさん及びDさんに係る請求書及びレセプトの写しの所在が確認できないことが判明し、同月 14 日にかけて署内を隈なく搜索したが発見に至らなかったため、紛失したものと判断した。

（2）同月 14 日、署長と労災課長がA社を訪問し、担当者及びBさんに対して経緯を説明した上で謝罪を行い、了承を得た。

その後、C社を訪問し、担当者及びDさんに対して経緯を説明した上で謝罪を行い、了承を得た。

さらに、医療機関E、Fを訪問し、担当者に経緯を説明した上で謝罪を行い、了承を得た。

（3）現在においても、請求書及びレセプトの写しは発見に至っていないが、外部に持ち出す書類ではないため、他の不要な書類に紛れて廃棄した可能性が高いと考えられる。

#### 3 発生原因

坂出署では、勤務時間終了後、請求書等を個人の机等に格納するのではなく、所定の

保管庫に格納し、組織的に管理することが定められていたが、これが徹底されていなかった。

#### 4 再発防止対策

- (1) 坂出署においては、平成 30 年 6 月 8 日、署長が全職員に対し、事案の経過を説明し、請求書等紛失防止のための基本動作の徹底と適切な事務処理手順の再確認を指示した。
- (2) 香川労働局においては、緊急監督署長会議を開催し、労働基準部長が全監督署長に対し、事案の概要を周知し、文書管理の徹底及び事務処理中の労災保険給付に関する請求書の所在確認に係る総点検を指示する。

また、総務課と労災補償課が、全監督署に対する点検パトロールを実施する。

#### 【担当】

香川労働局労働基準部労災補償課

課長 河野 公博

地方労災補償監察官 長尾 俊明

TEL 087 - 811 - 8921